

下記の事項を十分にお読みください。

## 一般ガスプランおよびガス床暖プランの供給条件における重要事項

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法にもとづき、お客さまと当社との間のガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申しいただきますようお願い致します。

### 1. お申込方法

- (1) WEB ページ等、当社指定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
  - (ア) お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を順守すること
  - (イ) 当社が法令にもとづき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
  - (ウ) 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から当社へ提供すること

### 2. 契約の成立、契約期間、供給開始予定日

- (1) 本契約は、お客さまからのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、契約が成立した日から、ガス料金適用開始の日以降1年目までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合、本契約は、契約期間満了後も同一条件で1年間継続されるものとし、以後同様といたします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社WEBページ上に掲載する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) 契約・解約時のご注意事項
  - (ア) 本契約を適用開始日から1年未満に解約された場合、同一需要場所において再度本契約、あるいは他の契約プランにお申し込みをいただいても、解約日から1年未満の場合は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
  - (イ) 本契約の適用開始日から1年未満に他の契約プランへの変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 供給開始予定日  
原則として、当該一般ガス導管事業者との託送契約等の申込が完了した日以降最初に到来する検針日となります。

### 3. ガス料金

ガス料金は、お客さまに適用されるプランに応じて、(1)または(2)の基本料金にガスのご使用量に(1)または(2)の従量料金単価を乗じた額を加え、お客さまごとに適用される(3)の割引きをして計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算または減算します。また、ガス床暖プランが適用されるお客さまは、(4)のとおりとし、それ以外のお客さまは、一般ガスプランとなります。

#### (1) 一般ガスプランおよびガス床暖プラン\_その他期（消費税等相当額込）

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎥）
A表	0 ㎥から 20 ㎥まで	759.00 円	145.31 円
B表	20 ㎥をこえ 80 ㎥まで	1,056.00 円	130.46 円
C表	80 ㎥をこえ 200 ㎥まで	1,232.00 円	128.26 円
D表	200 ㎥をこえ 500 ㎥まで	1,892.00 円	124.96 円
E表	500 ㎥をこえ 800 ㎥まで	6,292.00 円	116.16 円
F表	800 ㎥をこえる場合	12,452.00 円	108.46 円

#### (2) ガス床暖プラン\_冬期（消費税等相当額込）

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎥）
A表	0 ㎥から 20 ㎥まで	759.00 円	145.31 円
B表	20 ㎥をこえ 80 ㎥まで	1,265.00 円	120.01 円
C表	80 ㎥をこえる場合	2,145.00 円	109.01 円

※1 一般ガスプランは、通年「その他期」の料金表を適用いたします。

※2 ガス床暖プランは、ガス料金の算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「その他期」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「冬期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

#### (3) 割引制度

##### (ア) FNJ 割引プラン

割引制度	ガス料金プラン		適用条件
	一般ガス	ガス床暖	
FNJ 割	3%	3%	当社提供サービスの導入の有無に関わらず、一律適用
FNJ セット割	4%	4%	当社が直接もしくは当社が認める間接的な方法により提供する以下のサービスが導入されている建物に入居し、当該「FNJ セット割」をお申込み頂いたお客さま <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットサービス</li> <li>・共用部でんき</li> <li>・高圧一括受電</li> <li>・その他、当社が当該 FNJ セット割に相応しいと認めるサービス</li> </ul>

※FNJ セット割の適用条件のサービスが解約になった場合は、FNJ 割を適用いたします。

(イ) (ア)にかかわらず、ガス床暖プランが適用されたお客さまのうち、家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機（以下「浴室暖房乾燥機」といいます。）または家庭用高効率給湯器（以下「高効率給湯器」といいます。）をご使用いただいている場合には、次に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を申し込むことができるものとし、割引種別に記載する割引率を適用いたします。

① バス暖割

適用条件：浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合

割引率：3%、割引上限額（1か月につき）2,619.00円（消費税等相当額込）

② エコ割

適用条件：高効率給湯器によって供給される温水を居室等でご使用の場合

割引率：3%、割引上限額（1か月につき）2,619.00円（消費税等相当額込）

③ セット割

適用条件：浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用かつ、高効率給湯器によって供給される温水を居室等でご使用の場合

割引率：6%、割引上限額（1か月につき）5,238.00円（消費税等相当額込）

(4) ガス床暖プランの適用対象となるお客さま

お客さまが次のいずれにも該当する場合にガス床暖プランを適用します。

(ア) エネルギー源として主に都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行なう機器を居室で使用されること。

(イ) 住宅または施設付き住宅（建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。）の住宅部分において熱源機を使用されること。

4. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、ガスご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社 WEB ページにてお知らせいたします。

(2) ガス料金の算定期間、ガスご使用量の計算方法等

(ア) ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送供給約款により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始、終了、停止、再開または中止等をした場合は、基本料金を使用日数に応じて日割計算いたします。

(イ) ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合、使用量は託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) ガス料金の支払義務および支払期日

(ア) お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者から検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。

(イ) お客さまのガス料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(ウ) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続しガス料金を一括して請求する場合の支払期日は、請求する料金の月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお、この場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

(エ) 支払期日が休日（銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいいます）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

(4) ガス料金の支払方法等

(ア) ガス料金は原則として口座振替またはクレジットカード払いによってお支払いいただきます。ただし、これらの手続きが完了するまでの間は、当社が指定する金融機関の口座に払込む方法によってお支払いいただきます。

(イ) ガス料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合、クレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合、または当社の事情により支払いができない場合等の特別の事情がある場合には、お客さまがガス料金を、当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払っていただきます。なお、この場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(ウ) お客さまがガス料金を当社が指定する金融機関の口座に払込む方法により支払われる場合は、当社は、原則として払込票の発行手数料を申し受けます。

(エ) 支払期日を経過してもなおガス料金やお客さまが負担する工事費負担金その他の本託送供給契約にもとづき発生する金銭（以下「ガス料金等」といいます。）が支払われない場合は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける事があります。

(オ) 延滞利息は、その算定の対象となるガス料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

(5) 各種手数料

当社はお客さまの申出があった場合は、お客さまに係る利用明細書を発行し、その手数料として、330 円（消費税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

ガス料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、クレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合、その他特別の事情がある場合、および支払方法に関する手続きが完了するまでの間は、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が指定した様式の払込票により支払っていただきます。なお、この場合には、払込票の発行手数料として、330 円（消費税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。

5. 解約等

(1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまに対するガスの供給を停止し、または本契約を解除することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(ア) 本契約によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他、ガス需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(イ) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

(ウ) お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合

(エ) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

(オ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

- (2) 当社が定めるガス需給約款その他本契約に違反した場合（料金表に定める適用対象とならなくなった場合を含みます。）、当社が(1)により本契約を解約する場合には、当社は解約日に供給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

#### 6. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社は類別 13A のガスを供給しますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール  
(2) 圧力 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル  
(3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A  
最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35  
最高ウェッベ指数：57.8 最低ウォッベ指数：52.7

#### 7. 本契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が本契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

#### 8. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業  
(2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務  
(3) その他本契約の成立、変更または終了等に必要業務  
(4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務  
(5) その他保安上必要な業務

#### 9. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。  
(2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。  
(3) お客さまは、11（供給施設等の保安責任）(3)および12（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。

- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をさせていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

#### 10. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。
  - (ア) 災害等その他の不可抗力が生じた場合
  - (イ) ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合
  - (ウ) ガス工作物の修理、その他工事施工のため必要がある場合
  - (エ) 法令の規定による場合
  - (オ) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - (カ) ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - (キ) 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
  - (ク) 8（需要場所への立入りによる業務の実施）に定める業務を実施するための需要場所への立入りをお客さまが正当な理由なく拒む場合
  - (ケ) お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合
  - (コ) その他当該一般ガス導管事業者のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
  - (サ) その他託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当該一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
- (2) お客さまが(1)に関する問い合わせ等を行う場合、当社に行うものとします。

#### 11. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害をうけられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給

装置について、お客さまの承諾を得て、検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

- (4) お客さまが当該一般ガス導管事業者の責めとされない理由により損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

## 1 2. 周知および調査業務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等の電磁的方法を通じてお客さまの閲覧に供することにより、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合、当社はお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

## 1 3. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、12（周知および調査義務）(1)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用をお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、ガス需給約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみを使用していただきます。詳細は、ガス需給約款 35（お客さまの責任）(4)をご参照ください。
- (5) お客さまは、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
  - (ア) お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
  - (イ) 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと。
  - (ウ) 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること。

#### 1 4. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当社を通じて当該一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。
- (3) お客さまは、(1)および(2)に規定する検査を行う場合は、自ら立ち合い、または代理人を立ち合わせるすることができます。

#### 1 5. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

#### 1 6. 供給方法およびガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送供給約款に定めるところによるものといたします。

#### 1 7. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

#### 1 8. 信用情報の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない等の場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

#### 1 9. その他

- (1) 上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が定めるガス需給約款および料金表によります。
- (2) 現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、違約金等を請求される可能性があります。
- (3) 本契約の変更等
  - (ア) 当社がガス需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後のガス需給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款によります。ただし、

当社によるガス料金単価の変更は、ガス需給約款に定めるところによります。

(イ) ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件を変更しようとし、または変更した場合、(ウ) に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(ウ) ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

(4) 契約締結後書面の交付について

本契約が成立した場合、ガス需給約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

20. 各種お手続き、お問い合わせ

本契約内容の変更、解約、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。

ガス小売事業者

株式会社ファミリーネット・ジャパン（ガス小売事業者登録番号：A0058）

〒105-6229 東京都港区愛宕二丁目5番1号

各種お手続き・お問い合わせ：エネルギーサービスお客さまセンター

電話番号：0120-554-841（携帯電話、PHSからもご利用いただけます。）

受付時間：9:00～17:00（年末年始を除く）